

くすやま美紀(樟山みき)活動報告

2023. 7. 6 NO. 381

連絡先 荻窪5-15-19-704

☎ 080-5531-8236

区議会控室 ☎ 3312-2111 (内) 2319



↑ ホームページ



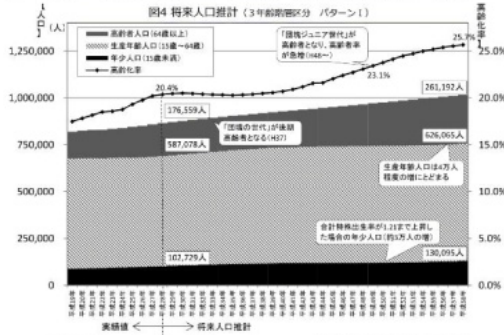
岸本区政のもとで検証作業が進む 区立施設再編整備計画 徹底した検証こそ必要

◇少子高齢が激しく進む社人研の人口推計

(1) 総人口及び年齢別人口割合の推移



平成 26 年 3 月 「杉並区立施設再編整備計画 (第一期)」より、杉並区の人口推計 (上)



平成 29 年 3 月 「世田谷区公共施設等総合管理計画」より、世田谷区の人口推計 (上)

23 区各区の将来人口推計は、長期的に人口は横ばいとなる見通しを示しており、杉並区のような急激な人口減少が発生しない。

これまでの計画は、行政が一方的に施設のあり方を決定し、近隣住民や利用者に押し付けてきました。その結果、地域住民が作り上げてきたコミュニティを壊し、住民の区政への不信を上げ続けてきました。今後の計画は、住民主体で施設のあり方を決定していくことが必要です。

総務省は、公共施設の管理について、各地方公共団体が所有する全ての公共施設を対象に「公共施設等総合管理計画」を策定するよう指示しています(杉並版再編整備計画)。しかし、23 区各区の計画で、杉並区のように人口減少と

施設再編整備計画(第一期)は、将来人口が急激に減少する人口推計を使い、区税収入の減少などを理由に、区立施設の廃止・削減・機能統合を正当化してきました。しかし、実際の人口推移は増加傾向となり、税収も増加し続けています。

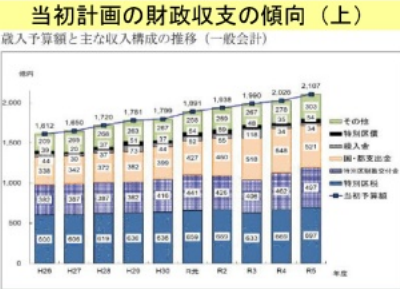
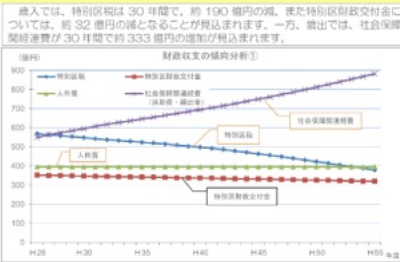
実態と異なる人口減少をあおり 施設廃止を正当化する手法

現在、岸本区政のもとで区立施設再編整備計画の検証作業が進められています。9 月に開催される第 3 回定例会で、検証のまとめが示される予定です。

施設のあり方は住民主体で

税収減をあおり、大規模な施設廃止を合理化しているところはありませぬ。検証というのなら、基礎データのあり方から検証すべきです。

税収も増加傾向 当初計画では減少...



再編整備計画の当初計画では、特別区税収入は減少し続ける推計が示されましたが(グラフ上・青の線、実際には、特別区税は増加し続けています(グラフ下・紺の棒グラフ))。

基礎自治体にも大きな負担・・・ マイナカードで混乱 保険証廃止は中止・撤回を

国民の声に耳を傾け見直しを

マイナ保険証とは？

マイナンバーカードに健康保険証機能を加えたもの。

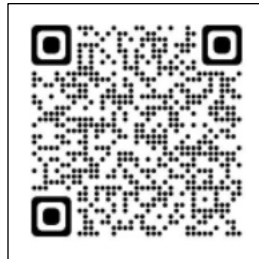
「マイナ保険証」とは、現在の紙またはプラスチック製の健康保険証を廃止して、マイナンバーカード（下図）を保険証として利用する。



マイナンバーカードを保険証として利用する際の混乱が広がっています。全国保険医団体連合会の調査では、マイナ保険証に別人の診療情報がひも付けられていた事例が多数発見されています。別人の情報にもとづいて医療行為や薬剤投与が行われれば命に関わります。また、患者の保険資格を確認できず「10割負担を請求した」ケースは、同会の調査・推計で1291件のほりましました。

厚生労働省のアンケート調査でも、マイナ保険証を利用した患者の56.5%が実感したメリットは「特になし」と回答しています。

大混乱を引き起こし、さらに自治体や各種団体に多大な負担を背負わせる健康保険証の廃止を止めるべきです。「健康保険証廃止の中止を求め、マイナンバーカード取得の強制に反対する署名に取り組んでいます。ぜひ協力ください。下記QRコードから署名用紙を印刷できます。



マイナ保険証を持っていない場合

■ 現行保険証廃止以後、カードを持たない被保険者に対しては「資格確認書」を発行して、保険診療を受けられるようにする方針。今の保険証を一定期間、有効と見なすことも検討中。

※ 資格確認書に記載されるのは現行保険証と同様、氏名、生年月日、被保険者番号など。現行保険証を廃止する意味がなくなる。

■ 資格確認書を得るには本人の申請が必要であり、有効期間は最長1年とされ、更新手続きをする必要がある。自ら申請が必要。

住民税非課税世帯へ 「物価高騰対策支援給付金」が支給されます

電力・ガス・食料品等価格高騰による負担を軽減するための支援として、住民税非課税世帯等に対し、物価高騰対策支援給付金が支給されます。該当する方は忘れずに申請しましょう。家計急変世帯の場合は申請が必要です。詳細は、特設ホームページ（右2次元コード）をご確認ください。



- 支給金額 1世帯当たり3万円
 - 提出期限 10月31日（消印有効）
 - 問い合わせ先 杉並区物価高騰対策支援給付金コールセンター
☎0120-378-233（午前8時30分～午後5時15分〈土・日曜日、祝日を除く〉）
- ※ 窓口での相談は電話予約が必要。

	①令和5年度住民税非課税世帯	②家計急変世帯
対象者	5年6月1日現在、杉並区に住民登録があり（※1）、世帯全員が5年度住民税均等割非課税である世帯 ※1. 世帯の中に、5年1月2日以降に転入した方がいる場合、5年1月1日現在で住民登録のあった市区町村から令和5年度住民税非課税証明書を取得し、提出してください（15歳以下の方は不要）。	①に該当しない世帯で、5年6月1日現在かつ申請日時点において引き続き杉並区に住民登録があり、予期せぬ事由により、5年1～10月の収入が減少し、世帯全員が5年度住民税均等割非課税相当（※2）と認められる世帯 ※2. 世帯全員のそれぞれの収入見込額（5年1～10月の任意の1カ月収入×12）が住民税均等割非課税水準以下であることなどを指します。適用される限度額については世帯状況により異なりますので、お問い合わせください。
手続き	7月3日(月)から順次、世帯主宛てに確認書または申請書等を同封したお知らせを発送します。必要事項を記入の上、返送してください。	区への申請が必要です。
必要書類	7月3日(月)から順次、区が発送するお知らせをご確認ください。	・簡易な収入（所得）見込額の申立書（7月3日(月)以降に特設ホームページから取り出せます） ・その他必要書類
支給時期	受付件数の状況により、書類の提出後1カ月程度を見込みます。	

※①②の重複支給は不可。DV等避難者も給付金を受け取ることができる場合があります。